

建物被害認定調査について

罹災証明書等の交付申請の受付

受付中



建物被害認定調査の実施

9月16日(水)～順次



罹災証明書等の交付

調査後 順次

建物被害認定調査

市公式ウェブサイト
建物被害認定調査



外観調査

木造・プレハブの1～2階建て戸建住宅については、職員が現地を訪問し、外観から浸水深などの調査を行います。浸水深の測定を行うため、ご不在の場合であっても敷地内に立ち入って調査を行います。

内部立入調査

その他の建物(非木造や3階建て以上の住宅など)については、建物外観の確認に加えて、建物内部の被害状況の確認を行うため、室内に立ち入って調査を行います。調査の日程を調整いたします。調査の立会いをお願いします。

問い合わせ先

建物の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課(家屋担当)